

国立大学法人東京学芸大学宿舎規則の一部改正について

改正理由：宿舎の使用料に関する取扱を統一することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(宿舎の使用料)</p> <p>第10条 宿舎の使用料（以下「宿舎使用料」という。）は、月額によるものとし、<u>各宿舎の標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び保険料に相当する金額を基礎として、学長が別に定める。ただし、国及び他機関が所有し、本学が借り受けている宿舎については、国及び宿舎を所有する機関が決定した額とする。</u></p> <p>2～5 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(宿舎の使用料)</p> <p>第10条 宿舎の使用料（以下「宿舎使用料」という。）は、月額によるものとし、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 本学の成立の際に出資を受けた宿舎については、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。）及び関連法令等の算定方法を準用し、各宿舎につき学長が決定する額</u></p> <p><u>(2) 国及び他機関が所有し、本学が借り受けている宿舎については、国及び宿舎を所有する機関が決定した額</u></p> <p><u>(3) 前2号以外の宿舎については、その宿舎の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、各宿舎につき学長が決定する額</u></p> <p>2～5 [省略]</p> <p>[省略]</p>